

文化芸術振興費補助金
(人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業)
補助要項

令和6年2月2日
文化庁長官決定

1. 趣 旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（人材育成・収益化に向けた舞台芸術デジタルアーカイブ化推進支援事業）交付要綱（令和6年2月2日文化庁長官決定）（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付のための手続等について必要な事項を定めるものである。

2. 補助対象事業

芸術性の高い舞台芸術作品を収集・保存し未来に継承するとともに、公開に必要な権利処理を行うことによる配信可能化や劇場等での高精細な映像の上映などによる啓発・収益化に向けた取組。具体的には、次に掲げるものとする。

(1) 芸術性の高い舞台芸術作品の収集・保存・公開（配信）

- ・舞台映像の収集・デジタル化、高品質の技術による収録、アーカイブ化、配信可能化に必要な権利処理のサポート。
- ・作品情報のデータベース構築による権利処理の一元管理。

(2) 収録技術提供による啓発活動

- ・8Kなどの高画質カメラと立体音響技術を用いた舞台映像の収録、上映。
- ・舞台映像の利活用や権利処理に関する情報発信、アドバイス。

3. 補助事業者

補助対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 我が国の文化芸術団体であること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 監事・監査役等による会計監査を実施していること。
- (4) 今回申請する取組の主催者として、資金面での責任を持つ者であること。
- (5) 過去10年間に、今回申請する取組と同様の内容を実施している実績があること。
- (6) 舞台映像の収録、上映に関する技術及びノウハウを有すること。
- (7) 所蔵資料の権利処理に関する知識及びノウハウを有すること。
- (8) 舞台映像の利活用や権利処理に関する情報発信のネットワークを有すること。

4. 補助対象経費

今回申請する取組を実施するにあたり直接的にかかる経費（出演費、音楽費、文芸費、舞台費、作品借料、上映費、会場費、運搬費、賃金・共済費、旅費、報償費、雑役務費、

消耗品費、通信費、会議費、動画制作費、動画配信費、委託費)とする。

5. 補助金の額

予算の範囲かつ補助対象経費の合計額の範囲内とし、補助対象事業の内容及びその補助対象経費を審査の上、文化庁長官が決定する。